整数倍を加えた周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。

ア　通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル四六〇ミリボルト（一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が、絶対利得〇デシベルの送信空中線に一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値を超えるときは次の式により求められる値）を超える場合に、当該無線設備が発射する周波数の単位無線チャネルと同一の周波数の電波の発射を行おうものであること。この場合において、当該無線設備から発射された電波の受信は、それぞれの単位無線チャネルの搬送波の周波数において行うものとする。

460／√A　ミリボルト

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を、絶対利得0デシベルの送信空中線に1MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とする。

イ　(3)イに規定する条件のものであること。

ア　通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル四〇ミリボルト（一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が、絶対利得〇デシベルの送信空中線に一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値を超える場合に、当該無線設備が発射する周波数の単位無線チャネルと同一の周波数の電波であること。この場合において、当該無線設備から発射された電波の受信は、それぞれの単位無線チャネルの搬送波の周波数において行うものとする。

460／√A　ミリボルト

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を、デシベルの送信空中線の帯域幅における平均電力の空中線電力の値で除した値とする。

イ　(3)イに規定する条件のものであること。

(5)　五七GHzを超え六六GHz以下の電波を使用するものにあっては、又は無線局から発射される電波を受信し信号を演算により判定を行うことにより判定を行うこととし、その他のものにあっては、無線局から発射される電波を受信し、又は無線局から発射される電波を検出することにより判定を行うこととし、それぞれ次のとおりとする。

ア　二三GHz以下又は七GHz若しくは整数倍を加えた周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。

ア　五、七二五GHzを超え八三・五GHz以下の電波を使用するものについては、次のとおりとする。

ア　九七・五MHz以下の電波であって、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル四〇ミリボルト（一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が、絶対利得〇デシベルの送信空中線に一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値を超えるときは次の式により求められる値）を超える場合に、当該無線設備が発射する周波数の単位無線チャネルと同一の周波数の電波であること。この場合において、当該無線設備から発射された電波の受信は、それぞれの単位無線チャネルの搬送波の周波数において行うものとする。

460／√A　ミリボルト

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を、絶対利得0デシベルの送信空中線に1MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とする。

イ　(3)イに規定する条件のものであること。

三五〇MHz以下の電波であって、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル四〇ミリボルト（一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力が、絶対利得〇デシベルの送信空中線に一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値を超えるときは次の式により求められる値）を超える場合に、当該無線設備が発射する周波数の単位無線チャネルと同一の周波数の電波であること。この場合において、当該無線設備から発射された電波の受信は、それぞれの単位無線チャネルの搬送波の周波数において行うものとする。

460／√A　ミリボルト

Aは、1MHzの帯域幅における等価等方輻射電力を、絶対利得0デシベルの送信空中線に1MHzの帯域幅における平均電力が10ミリワットの空中線電力を加えたときの値で除した値とする。

イ　(3)イに規定する条件のものであること。

(5)　五七GHzを超え六六GHz以下の電波を使用するものにあっては、又は無線局から発射される電波を受信し信号を演算により判定を行うことにより判定を行うこととし、その他のものにあっては、